

地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募

総務省は、平成 25 年度予算に係る「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」(地上デジタル放送送受信環境整備事業)を実施する団体を平成 25 年 2 月 1 日(金)から 2 月 21 日(木)まで公募します。

地上デジタル放送への移行については、東北 3 県(岩手県・宮城県・福島県)を除く 44 都道府県では平成 23 年 7 月 24 日に、東北 3 県では平成 24 年 3 月 31 日に地上アナログ放送が終了しました。

地上アナログ放送の終了後も引き続き、地域の実情に応じたデジタル放送受信に関する受信相談、現地調査・助言等の対応や、新たな難視地区における恒久対策等、様々な送受信環境の整備を着実に進めていくことが必要です。

総務省では、平成 25 年度予算に係る「地上デジタル放送送受信環境整備事業」を実施する団体を下記のとおり公募します。

なお、本公募は、できるだけ早く事業者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成 25 年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

記

- 1 募集期限
平成 25 年 2 月 21 日(木) 17 時(必着)
- 2 公募対象団体
法人格を有する団体
- 3 公募対象事業及び応募に必要な要件、書類等
無線システム普及支援事業費等補助金(地上デジタル放送送受信環境整備事業)のうち、以下のそれぞれの事業が公募の対象となります。
応募の際は別添の公募要領を参照願います。
 - I) 新たな難視対策事業 <公募要領(word / pdf)>
 - II) デジタル混信対策事業 <公募要領(word / pdf)>
 - III) 地上デジタルテレビ放送コールセンター事業 <公募要領(word / pdf)>

IV) 受信機器購入等対策事業費補助事業 <公募要領 (word / pdf) >

V) 暫定的難視聴対策事業 (受信対策事業) <公募要領 (word / pdf) >

4 応募書類の提出方法

上記3 I) からV) までのうち、応募を希望する事業の応募書類等一式 (正本1部、副本1部) を封筒に入れ、「〇〇に関する応募書類在中」※と朱書きの上、提出をお願いします (FAX、e-mail による提出は受け付けません。)

なお、提出書類等は返却しません。

※「〇〇」については、上記3 I) からV) までの事業の名称を記載

5 審査方法

選定につきましては形式審査及び書面審査を行った上で、外部有識者からの意見を踏まえて、団体を決定させていただきます。

6 応募書類の提出先

【I) ~IV) の事業について】

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
総務省 情報流通行政局 地上放送課

【V) の事業について】

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
総務省 情報流通行政局 地上放送課デジタル放送受信推進室

[連絡先]

【I) ~IV) の事業について】

情報流通行政局 地上放送課

担当

・ I) ~III) の事業：宮山補佐、水尻官 (内線 5791)

・ IV) の事業：梶田補佐、宮崎主査 (内線 5792)

【V) の事業について】

情報流通行政局 地上放送課デジタル放送受信推進室

担当：三好補佐、岩坪係長 (内線 5792)

電話：(代表) 03-5253-5111

(直通) 03-5253-5791、5792

FAX： 03-5253-5794